

国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考								
<p>国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年1月15日 18 経教 規則第9号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第6条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間当たり40時間以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定のほか特任教員は、1日8時間、1週間当たり40時間以内の勤務態様として個別に定めることができる。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="103 967 703 1042"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時15分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時15分から午後1時まで	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第6条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定のほか特任教員は、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分以内の勤務態様として個別に定めることができる。</p> <p>第7条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1048 967 1648 1042"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時00分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時00分から午後1時まで	
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで									
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで									

附 則(21経教規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。